令和８年１０月定例教育委員会議事日程

日時　令和８年１０月９日(金)
午後３時開議
場所　市川市役所第１庁舎　第４委員会室

１　開会

２　会議成立の宣言

３　議事日程の決定

４　議案第27号　令和８年度市川市教育委員会教育功労者の決定について

議案第28号　市川市立特別支援学校整備事業に係る改修計画の策定について

議案第29号　市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について

５　報告第18号　市川市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する臨時代理の報告について

報告第19号　市川市立第三中学校の敷地の変更に関する臨時代理の報告について

６　閉会

令和８年１０月定例教育委員会提出議案

議案第29号　市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について　教育センター　1

報告第19号　市川市立第三中学校の敷地の変更に関する臨時代理の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・　教育施設課　5

議案第28号　市川市立特別支援学校整備事業に係る改修計画の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　教育政策課　別冊２

議案第27号　令和８年度市川市教育委員会教育功労者の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　教育総務課　別冊１

報告第18号　市川市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する臨時代理の報告についていて・・・・・・・・　教育総務課　別冊３

議案第２９号

市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について

市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱をしたいので、教育委員会の議決を求める。

令和８年１０月９日提出

市川市教育委員会

教育長　高 木　秀 人

理　　由

辞任願を提出した委員を解嘱するとともに、市川市教育支援委員会条例第４条第１項の規定に基づき、新たに委員を委嘱する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

市川市教育支援委員会　解嘱委員・委嘱委員　一覧

解嘱委員

区　　分	氏　　名	所属・役職名　等	解　嘱　年　月　日
第１号委員 （医師）	吉岡（よしおか）　雅之（まさゆき）	心療内科医	令和8年10月21日
	愛甲（あいこう）　久美子（くみこ）	耳鼻咽喉科医	令和8年11月18日

委嘱委員

区　　分	氏　　名	所属・役職名　等	委　嘱　年　月　日
第１号委員 （医師）	芦澤（あしざわ）　裕子（ゆうこ）	心療内科医	令和8年10月22日
	有本（ありもと）　昇平（しょうへい）	耳鼻咽喉科医	令和8年11月19日

市川市教育支援委員会　委員名簿

（任期：令和8年5月13日～令和9年5月12日）

区　分		氏名	所属・役職名　等	初委嘱年月日
第1号委員	医師	芦澤（あしざわ）　裕子（ゆうこ）	心療内科医	令和8年10月22日 新任
		小谷（こたに）　貢一（こういち）	整形外科医	平成8年5月2日
		大野（おおの）　京子（きょうこ）	小児科医	平成20年5月8日
		藤田（ふじた）　優子（ゆうこ）	小児科医・児童精神科医	令和3年5月12日
		牛島（うしじま）　洋景（ひろかげ）	児童精神科医	令和8年5月13日
		有本（ありもと）　昇平（しょうへい）	耳鼻咽喉科医	令和8年11月19日 新任
第2号委員	学識経験のある者	大石（おおいし）　香織（かおり）	千葉県市川児童相談所 児童心理課長	令和8年5月13日
		久芳（くぼ）　小真紀（こまき）	市川市立大和田小学校　校長	令和7年5月13日
		阿久津（あくつ）　美紀（みき）	市川市立第二中学校　教頭	令和8年5月13日
第3号委員	特別支援教育の関係者	芳賀（はが）　竜二（りゅうじ）	市川市立須和田の丘支援学校 校長	令和6年5月13日
		佐藤（さとう）　宏之（ひろゆき）	市川市立第一中学校　教諭	令和8年5月13日
		竹内（たけうち）　登志子（としこ）	千葉県立船橋特別支援学校 校長	令和6年5月13日
		藤原（ふじわら）　美恵子（みえこ）	千葉県立市川特別支援学校 校長	令和8年5月13日

報告第１９号

市川市立第三中学校の敷地の変更に関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第２条第１項の規定により令和８年９月９日に別紙のとおり臨時に代理したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年１０月９日提出

市川市教育委員会

教育長　高木　秀人

市川市立第三中学校南側斜面地整備工事の完了報告

工　事　名：市川市立第三中学校南側斜面地整備工事
工　　期：令和7年9月17日～令和9年1月29日
施 工 業 者：三徳建設株式会社
完了年月日：令和8年9月9日
工　事　費：222,178,000円



：斜面地上部　(465㎡)

：斜面地　(708.93㎡)

増加面積：1,177.93㎡

斜面地下部

施工前


写真①


写真②


写真③

施工後


写真①


写真②


写真③

市川市立第三中学校南側斜面地整備工事の完了報告

工　事　名：市川市立第三中学校南側斜面地整備工事
工　　期：令和7年9月17日～令和9年1月29日
施 工 業 者：三徳建設株式会社
完了年月日：令和8年9月9日
工　事　費：222,178,000円



斜面地上部

施工前


写真④


写真⑤


写真⑥

施工後


写真④


写真⑤


写真⑥

別冊1

令和８年１０月定例教育委員会
別　冊　議　案

議案第27号　令和８年度市川市教育委員会教育功労者の決定について

議案第２７号

令和８年度市川市教育委員会教育功労者の決定について

令和８年度市川市教育委員会教育功労者を決定したいので、教育委員会の議決を求める。

令和８年１０月９日提出

市川市教育委員会

教育長　高木　秀人

理　　由

市川市教育委員会教育功労者表彰規程第７条の規定に基づき、教育功労者を決定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

様式第２号(第５条関係)

表　彰　候　補　者　名　簿

NO.	氏　　名（団体名）	役 職 名（代 表 者 名）	推薦部課
1	渡邉　長	組紐ボランティア	教育振興部 文 化 財 課
2	増田　紀久子	組紐ボランティア	教育振興部 文 化 財 課
3	藤井　義康	市川市立第二中学校　校長	学校教育部 学校運営支援課
4	宮﨑　裕二	市川市立中山小学校　校長	学校教育部 学校運営支援課
5	関原　一久	市川市立真間小学校　校長	学校教育部 学校運営支援課
6	横田　礼名	市川市立新浜小学校　校長	学校教育部 学校運営支援課
7	猪又　雅広	市川市立第一中学校　校長	学校教育部 学校運営支援課
8	柴　健一	市川市立大洲小学校　校長	学校教育部 学校運営支援課
9	石黒　一男	市川市立富美浜小学校他　元学校医	学校教育部 保健体育課
10	栁川　かおり	市川市立信篤小学校他　学校医	学校教育部 保健体育課
11	椎野　広巳	市川浦安歯科医師協同組合　委員長	学校教育部 保健体育課
12	佐野　幹太	市川市立大町小学校　学校薬剤師	学校教育部 保健体育課

様式第3号(その1)(第5条関係)

表彰候補者功績調書

表彰候補者名	(ふりがな)　わたなべ　たけし 渡邉　長
生年月日	[redacted]
役職名	組紐ボランティア
現住所	[redacted]
略歴	[redacted]
功績概要	博物館内だけでなく、公民館、放課後保育クラブ、市民まつりなどで、10年以上にわたり歴史教育や古代文化の普及にボランティア指導員として尽力した。 ※市川市教育委員会教育功労者表彰規程第３条第１号及び第２号に該当する
賞罰	[redacted]

3

様式第3号(その1)(第5条関係)

表彰候補者功績調書

表彰候補者名	(ふりがな)　ますだ　きくこ 増田　紀久子
生年月日	[redacted]
役職名	組紐ボランティア
現住所	[redacted]
略歴	[redacted]
功績概要	博物館内だけでなく、公民館、放課後保育クラブ、市民まつりなどで、１０年以上にわたり歴史教育や古代文化の普及にボランティア指導員として尽力した。 ※市川市教育委員会教育功労者表彰規程第３条第１号及び第２号に該当する
賞罰	[redacted]

様式第3号(その1)(第5条関係)

表彰候補者功績調書

表彰候補者名	(ふりがな)　ふじい　よしやす 藤井　義康
生年月日	[redacted]
役職名	市川市立第二中学校　校長
現住所	[redacted]
略歴	[redacted]
功績概要	市川市立養護学校に採用されて以来、長きにわたり体育教育の推進、中学校野球の発展に寄与した。 教頭時代には、初若年層教員の育成や児童の学力向上、保護者・地域との連携、健康教育の充実を図った。 校長時代には、教育行政の経験と能力の全てを傾けて学校経営及び教職員の育成に尽力した。また、市川市公立学校校長会連絡協議会会長、葛南ブロック校長会会長として、市川市、葛南地区全体の教育水準の向上に多大なる貢献を果たした。 行政時代には、教職員人事や服務監督を担当し、公正かつ的確な人事管理を推進し、適材適所の柔軟な教員配置と若手教員の計画的な育成体制の構築に尽力した。さらに、学校教育部長として、市川市の教育行政を牽引するなど、市川市学校教育における貢献度は極めて高い。 ※市川市教育委員会教育功労者表彰規程第３条第１号に該当する
賞罰	[redacted]

様式第3号(その1)(第5条関係)

表彰候補者功績調書

表彰候補者名	(ふりがな)　みやざき　ゆうじ 宮﨑　裕二
生年月日	[redacted]
役職名	市川市立中山小学校　校長
現住所	[redacted]
略歴	[redacted]
功績概要	市川市立真間小学校に採用されて以来、長きにわたり理科教育の研究に尽力し、理科部会の推進に大きく貢献した。 教頭時代には、校長の補佐役として、コロナウィルス感染症が流行したことにより、関係機関・教職員・児童・保護者・地域・ＰＴＡとの連携調整を丁寧に行い、感染症拡大防止策をとりながら学校運営に力を注いだ。 校長時代には、教員時に培った経験と教育行政の経験を活かし、学校経営及び教職員の育成に尽力した。また、市川市公立学校校長会連絡協議会副会長として、協議会内容の確認・精査等を丁寧に行い、連絡協議会の運営に貢献した。 行政時代には、生活科・総合的な学習の時間の指導主事として、葛南ブロックの教職員に対して、適切な助言を行った。市川市及び葛南ブロックの信頼される学校づくりに貢献した。 ※市川市教育委員会教育功労者表彰規程第３条第１号に該当する
賞罰	[redacted]

様式第3号(その1)(第5条関係)

表彰候補者功績調書

表彰候補者名	(ふりがな)　せきはら　かずひさ 関原　一久
生年月日	[redacted]
役職名	市川市立真間小学校　校長
現住所	[redacted]
略歴	[redacted]
功績概要	市川市立行徳小学校に採用されて以来、長きにわたり授業実践や小中体連事務局を務め、体育教育の発展に努めた。 教頭時代には、全国公立学校教頭会副会長を務め、全国大会開催の運営や組織の発展に尽力した。 校長時代には、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を含め、安全・安心な学校経営に尽力した。また、市川市公立学校長会副会長、葛南ブロック校長会副会長として、市川市、葛南地区全体の教育水準の向上に多大なる貢献を果たした。 行政時代には、市川市教育委員会指導課長および保健体育課長を務め、強いリーダーシップと確かな先見性を発揮するなど、市川市全体の学校教育の推進に極めて顕著な功績を残した。 ※市川市教育委員会教育功労者表彰規程第３条第１号に該当する
賞罰	[redacted]

様式第3号（その1）（第5条関係）

表彰候補者功績調書

表彰候補者名	（ふりがな）　よこた　れいな 横田　礼名
生年月日	[redacted]
役職名	市川市立新浜小学校　校長
現住所	[redacted]
略歴	[redacted]
功績概要	市川市立第五中学校に採用されて以来、在外教育施設での勤務や千教研国際理解教育部会に所属するなど、長きにわたり市川市の国際理解教育の推進に貢献した。 教頭時代には、校長の補佐役として円滑な学校経営に努めた。特に、ＰＴＡと協働し、誰もが参加しやすいＰＴＡの変革を推進した。 校長時代には、柏井小学校において、地域との結びつきを重視した学校経営を行い、外部人材や地域の教育力の活用を推進した。新浜小学校において、不登校傾向、外国籍、特別支援と、多様な児童の学びの場を確保できるよう校内体制の整備に努めた。 行政時代には、市川市教育センター所長として、研修体制の整備、教育支援委員会審議方法の見直し、市内全小学校においてスペシャルサポートルーム開設を手掛けるなど、若手教員の計画的な育成体制の構築、信頼される安全・安心な学校づくりの推進に極めて顕著な功績を残した。 ※市川市教育委員会教育功労者表彰規程第３条第１号に該当する
賞罰	[redacted]

様式第3号(その1)(第5条関係)

表彰候補者功績調書

表彰候補者名	(ふりがな)　いのまた　まさひろ 猪又　雅広
生年月日	[redacted]
役職名	市川市立第一中学校　校長
現住所	[redacted]
略歴	[redacted]
功績概要	市川市立東国分中学校に採用されて以来、長きにわたり体育教育の推進、千葉県バスケットボールの発展に寄与した。 教頭時代には、全国公立学校教頭会札幌大会にて千葉県代表として発表するなど、教頭の役割である教育活動の指導・支援、教職員のマネジメントに注力できる環境を構築した。 校長時代には、関東甲信越地区中学校長会研究協議会にて千葉県代表として、不登校支援のために、地域や関係機関、専門スタッフ等との連携・協力する校内体制を提案するなど模範となる学校経営に努めた。 行政時代には、県内で発生した下校途中の児童の交通事故を受け、小学校の通学路一斉点検を実施し、１８４か所の危険個所に対する安全対策を施し、市川市の通学路の安全性の向上に努めるなど、信頼される安心・安全な学校づくりの推進に極めて顕著な功績を残した。 ※市川市教育委員会教育功労者表彰規程第３条第１号に該当する
賞罰	[redacted]

様式第3号(その1)(第5条関係)

表彰候補者功績調書

表彰候補者名	(ふりがな)　しば　けんいち 柴　健一
生年月日	[redacted]
役職名	市川市立大洲小学校　校長
現住所	[redacted]
略歴	[redacted]
功績概要	市川市立富美浜小学校に採用されて以来、長きにわたり体育主任やバスケットボール部顧問を務め、体育教育の推進、ミニバスケットボールの発展に寄与した。 教頭時代には、学校運営協議会の在り方、児童の安全安心、保護者や地域との連携、環境整備に視点を置き、学校経営を支えた。 校長時代には、南行徳小学校では、ミニ図書館を設置するなど学習環境を整え国語科教育の充実に努めた。また、大洲小では、校内研究の体制を整え、教師の授業力アップと学力向上に尽力するなど、市川市全体の教育水準の向上に貢献を果たした。 行政時代には、保健体育課主幹として、児童生徒の体力向上と運動経験を豊かにするためのプロジェクトを立ち上げ、体力向上推進事業の活性化を図るなど、市川市における児童の健やかな身体づくりの推進に極めて顕著な功績を残した。 ※市川市教育委員会教育功労者表彰規程第３条第１号に該当する
賞罰	[redacted]

様式第3号(その1)(第5条関係)

表彰候補者功績調書

表彰候補者名	(ふりがな)　いしぐろ　かずお 石黒　一男
生年月日	[redacted]
役職名	元学校医
現住所	[redacted]
略歴	[redacted]
功績概要	昭和５５年４月１日から昭和６０年３月３１日まで市川市立富美浜小学校・新井小学校、昭和６０年４月１日から平成元年３月３１日まで市川市立第七中学校、昭和６３年４月１日から令和６年３月３１日まで市川市立福栄中学校の学校医を就任した。 ４４年の長きにわたり、学校保健に対する意識向上を目指し尽力してきた。 この間、児童生徒の健康診断、教職員を含めた保健指導、健康相談等に熱意を持って取り組んだ。児童生徒、教職員の健康保持・増進及び健康教育の推進に寄与している。 地域に根差した内科医・産婦人科医として、専門的な立場から健康相談や保健行事の円滑な実施についても的確な指導・助言を行うなど、市川市における学校保健活動への貢献度は極めて高い。 ※市川市教育委員会教育功労者表彰規程第３条第１号に該当する
賞罰	[redacted]

様式第3号(その1)(第5条関係)

表彰候補者功績調書

表彰候補者名	(ふりがな)　やながわ　かおり 柳川　かおり
生年月日	[redacted]
役職名	学校医
現住所	[redacted]
略歴	[redacted]
功績概要	平成１１年４月１日より平成２８年３月３１日まで市川市立信篤小学校の学校医に就任した。２７年間の長きに渡り、数多くの小学校・中学校において地域に密着した学校耳鼻咽喉科医として学校保健に対する意識向上に尽力した。 この間、児童の健康診断、教職員を含めた保健指導、健康相談等に熱意を持って取り組んだ。児童や教職員の健康保持・増進及び健康教育の推進に寄与している。 学校耳鼻咽喉科医として耳鼻咽喉科の専門的な立場から、健康相談や保健行事の円滑な実施についても的確な指導・助言を行うなど、市川市における学校保健活動への貢献度は極めて高い。 ※市川市教育委員会教育功労者表彰規程第３条第１号に該当する
賞罰	[redacted]

様式第3号(その1)(第5条関係)

表彰候補者功績調書

表彰候補者名	(ふりがな)　しいの　ひろみ 椎野　広巳
生年月日	[redacted]
役職名	市川浦安歯科医師協同組合　委員長
現住所	[redacted]
略歴	[redacted]
功績概要	平成元年４月に市川市歯科医師会に入会し、同６月に市川市宝に開業して以来、地域に密着した口腔保健の向上を目指し尽力した。 平成３年より市川市歯科医師会の総務委員を皮切りに数々の委員の歴任、平成２９年からは市川と浦安の歯科医師会会員で構成される市川浦安歯科医師協同組合の委員長として、同会の運営及び市民の口腔保健に寄与した。 また、長きに渡り、本市のヘルシースクール「すこやか口腔検診」にも携わり、小学校に出向いて児童の口腔検査を実施するなど、学校保健活動に取り組むとともに、本市における学校歯科医の人材育成、体制強化に取り組むなど、市川市の児童・生徒の口腔保健向上に尽力した。 ※市川市教育委員会教育功労者表彰規程第３条第１号に該当する
賞罰	[redacted]

様式第3号(その1)(第5条関係)

表彰候補者功績調書

表彰候補者名	(ふりがな)　さの　かんた 佐野　幹太
生年月日	[redacted]
役職名	スミレ薬局宮久保店　開設者　管理薬剤師
現住所	[redacted]
略歴	[redacted]
功績概要	平成２０年４月１日より現在まで市川市立大町小学校の学校薬剤師に就任し、今年度で１８年目を迎え、この間、専門的な立場から教室の照度測定検査や空気検査、飲料水、プールの水質検査、並びに学校給食設備の衛生状況の検査に関わり、学校への適切な指導助言を通じて学校環境衛生の維持・改善、市川市における学校保健活動に尽力した。 ※市川市教育委員会教育功労者表彰規程第３条第１号に該当する
賞罰	[redacted]

別冊2

令和８年１０月定例教育委員会
別　冊　議　案

議案第28号　市川市立特別支援学校整備事業に係る改修計画の策定について

議案第２８号

市川市立特別支援学校整備事業に係る改修計画の策定について

市川市立特別支援学校整備事業に係る改修計画の策定について、教育委員会の議決を求める。

令和８年１０月９日提出

市川市教育委員会

教育長　高 木　秀 人

理　　由

和洋学園国分校舎を活用した特別支援学校の整備を行うため、校舎改修に係る計画を策定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

市川市立特別支援学校整備事業
改修計画

令和８年１０月

市川市教育委員会

目次

１．はじめに 1
（１）特別支援学校の増設に伴う和洋学園国分校舎の取得および改修について 2
２．国分校舎の概要 3
（１）敷地の概要 4
（２）周辺環境 4
（３）国分校舎の概要 5
３．国分校舎の改修計画 6
（１）国分校舎を利用する学部 7
（２）設置する主な施設の役割 7
（３）設置する施設の室数、規模 8
（４）設置する施設の改修計画 12
（５）校舎の長寿命化に係わる改修計画 16
（６）道路拡幅に係わる計画 17
（７）配置案の検討 18
（８）事業スケジュール 19

1．はじめに

（１）特別支援学校の増設に伴う和洋学園国分校舎の取得および改修について

須和田の丘支援学校は、昭和 32 年に県内初の知的障害養護学校、全国では 3 番目の公立知的障害養護学校として開校しました。当初設置された中学部に加え、その後、昭和 47 年に高等部、昭和 48 年に小学部が設置され、須和田本校舎において小中高一体で学校運営を行ってきました。

その後、平成 20 年度には児童生徒の増加に対応するため、小学部を稲越小学校内に移転して稲越校舎を開校し、現在まで須和田校舎と稲越校舎の 2 校舎で学校運営を行ってきました。

しかしながら、その後も児童生徒の増加傾向は続いており、それに伴う教室不足が喫緊の課題となっておりました。

そこで、須和田校舎と稲越校舎から距離的にも近く、現在学校として使用されていない和洋学園国分校舎（以下、「国分校舎」という。）を学校法人和洋学園より取得し、特別支援学校として活用することで、教室の確保に加え、学校環境の改善を図ることとしました。

本書は、国分校舎を特別支援学校として活用していくため、諸室の整備や建物の長寿命化に必要となる改修について、基本的な考え方をまとめたものです。

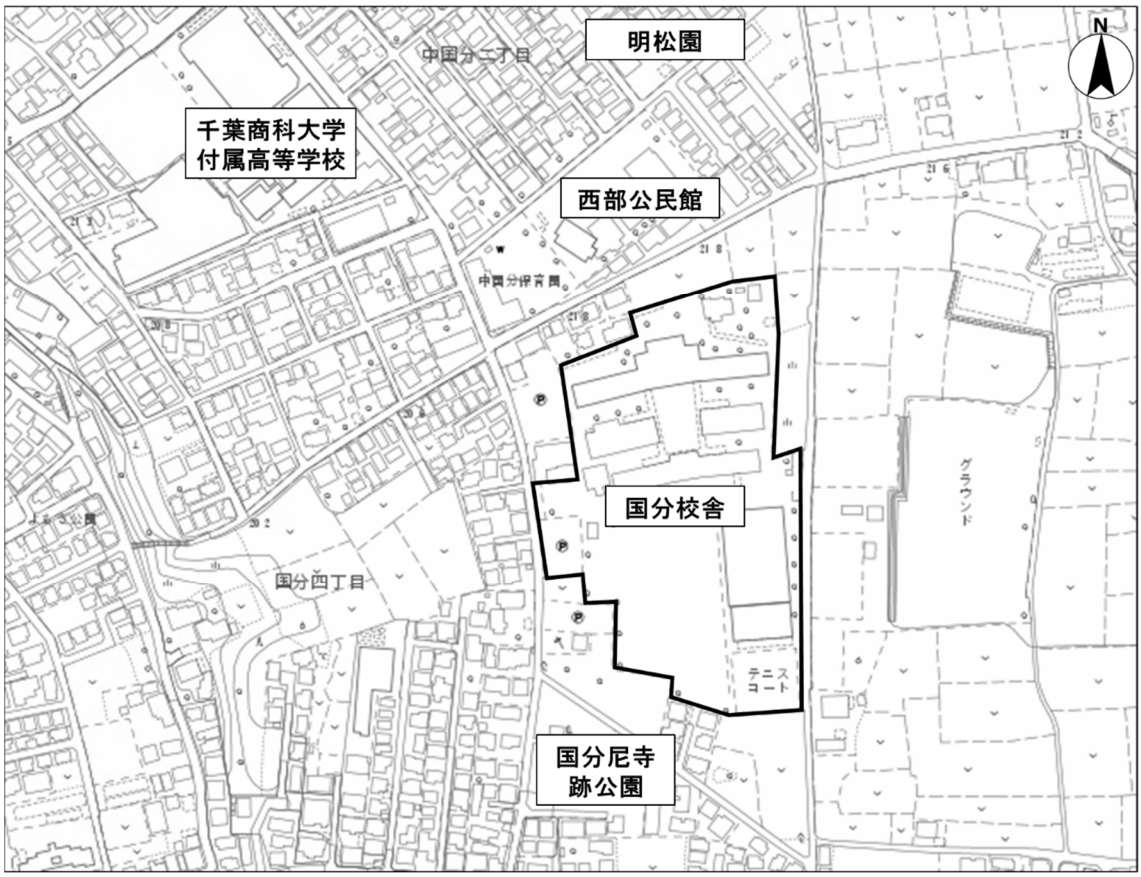
２．国分校舎の概要

（１）敷地の概要

所在地　　：国分四丁目 20 番 1 号
敷地面積　　：26,678.18 ㎡
用途地域　　：市街化調整区域
建蔽率　　：40％
容積率　　：80％
その他　　：建築基準法第 22 条指定区域、市川市景観計画区域、
風致地区、宅地造成等工事規制区域、
周知の埋蔵文化財包蔵地

（２）周辺環境

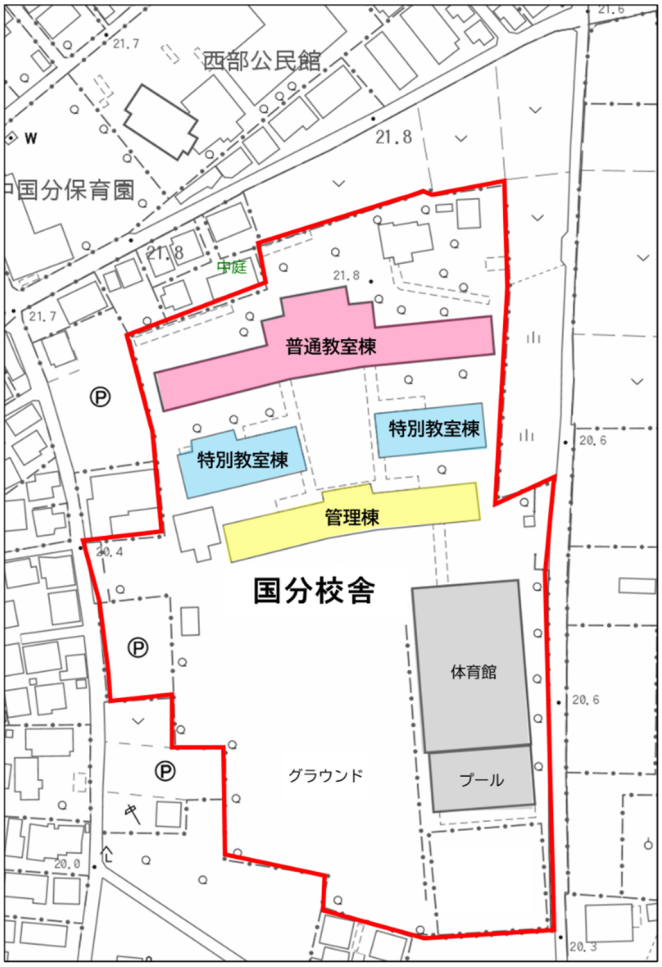
国分校舎の敷地は、市の北西部、「道の駅いちかわ」から約 500m に位置します。また、近隣には西部公民館や明松園などの市の施設があります。



（３）国分校舎の概要

・国分校舎は、学校法人和洋学園により、昭和 57 年に建築された 3 棟の校舎（普通教室棟、特別教室棟、管理棟）と体育館、昭和 63 年に体育館横に増築された室内プールからなります。

・平成 29 年までは、和洋国府台女子中学校の校舎として使用されていました。

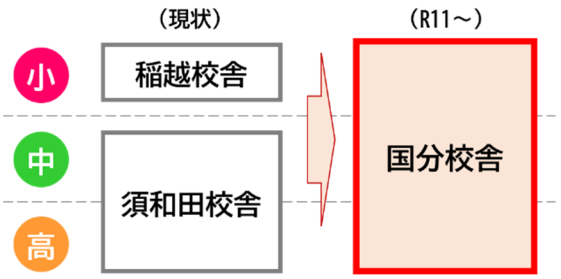


建物種類	延床面積	構造	築年
普通教室棟	4,537 ㎡ （地下 1 階、地上 2 階）	鉄筋コンクリート造	昭和 57 年
特別教室棟	2,588 ㎡（地上 2 階）		
管理棟	1,882 ㎡（地上 2 階）		
体育館	2,265 ㎡（地上 2 階）		
プール	954 ㎡（地上 2 階）		昭和 63 年

３．国分校舎の改修計画

（１）国分校舎を利用する学部

・小学部、中学部、高等部を国分校舎に配置します。



（２）設置する主な施設の役割

普通教室	児童生徒が主として学校生活を過ごす教室	
特別教室	教科別、用途別に特別な施設設備が設置してある教室	
学校教育施策に用いる教室	自立活動室	自立を目指した指導を行うための専用の教室
	多目的教室	多目的な活用を想定した広い教室
	クールダウンルーム(個別学習室)	パニック等を起こした際に心を落ち着かせるための部屋
管理関係室	医療的ケア室	医療的なケアを看護師が安全かつ衛生的に行うための専用の部屋
	バス運転手控室	スクールバスの運転手の控室
	バス支援員控室	スクールバスへの児童生徒の乗車降車の介助員の控室
	地域支援室	保護者や地域の方などの相談を受ける際に主に使用する部屋

（３）設置する施設の室数、規模

①教室等

教室区分	教室用途	室数	面積【㎡】
普通教室	普通教室	65	35
	小計	65	
特別教室	図書室	1	90
	音楽室	1	90
	技術室（木工室）	1	70
	家庭科室	1	70
	手工芸作業室	1	45
	織物作業室	1	45
	陶芸室	1	70
	作業室	3	70
	小計	10	
学校教育施策に用いる教室等	自立活動室	1	90～140
	多目的教室	2	140
	クールダウンルーム（個別学習室）	1	45
	更衣室（児童生徒用）	6（男女別）	20
	小計	10	
合計		85	

・普通教室の室数は児童生徒数の将来推計において、最大となる 65 教室を確保します。また、普通教室は、特別支援学校設置基準（令和 3 年 9 月発令、令和 8 年 3 月改正）に定められた一学級の児童又は生徒の数に対し、現在運用を行っている、小学部 7 名、中学部 7 名、高等部 9 名を目安とした児童生徒数を収容することができる広さを確保します。

・特別教室は、特別支援学校設置基準に規定された諸室の他、須和田の丘支援学校の現在の教育活動に必要な諸室及び室数を確保します。

②**管理関係室等**

教室区分	教室用途		室数	面積【㎡】
管理関係室等	校務センター	校長室	1	35
		職員室	3	100
		事務室	1	30
		印刷室	1	35
	保健室		1	60
	医療的ケア室		1	35
	教職員用会議室		2	35
	バス運転手控室		1	30
	バス支援員控室		1	30
	保護者控室・PTA 室		1	15
	地域支援室		1	45
	更衣室（教職員用）		4（男女別）	適宜
	相談室		1	35
	倉庫		適宜	適宜
	合計		19＋α	

③屋外運動場

・現在の屋外運動場（約 7,200 ㎡）を活用します。

・なお、特別支援学校設置基準による屋外運動場の必要面積は 3,680 ㎡（中学部、高等部の生徒数の将来推計値を基に算出）であり、必要な面積を十分に満たしています。

【参考（特別支援学校設置基準)】

部の種類	児童又は生徒数	面積【㎡】
小学部	1～240	2,400
	241～	2,400＋10×（児童数－240）
中学部又は高等部	1～240	3,600
	241～	3,600＋10×（児童数－240）

備考

一　中学部及び高等部を置く特別支援学校は、中学部及び高等部の生徒数を合算した数に対応する面積とする。

二　幼稚部、小学部、中学部又は高等部の二以上の部を置く特別支援学校の運動場の基準面積は、幼児、児童又は生徒数を踏まえ、置かれる部の中で最も面積の大きくなる部の面積とする。

④**屋内運動場**

・現在の屋内運動場（約 2,265 ㎡）を活用します。

・なお、公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成 18 年文科施第 188 号）による屋内運動場（武道場含む）の必要面積は 932 ㎡（知的障害者、温暖地の数値）であり、必要な面積を十分に満たしています。

【参考（公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目）】

区分	面積【㎡】
視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童等に対する教育を行う特別支援学校（温暖地）	932

⑤**給食室、配膳室**

・給食室は HACCP 方式の衛生管理が行えることを目指し、自校方式で 700 食程度を調理、提供可能な広さの施設を整備します。

・配膳室は給食の配膳に必要な面積及び設備を整備します。

⑥**プール**

・現在の室内プール（約 954 ㎡、長さ 25m）を活用します。

（４）設置する施設の改修計画

改修にあたっては、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 3 条の規定に基づき規定された特別支援学校設置基準のほか、特別支援学校施設整備指針（令和 4 年 6 月）を踏まえて行います。以下に改修計画の基本的な考え方を示します。

１．ゾーニング計画

・普通教室は、普通教室棟に集約して配置します。
・特別教室は、教科の特性や学習方法等を考慮したうえで、基本的には特別教室棟に集約して配置します。
・管理関係室は、管理棟に集約するとともに、屋外運動場と校舎へのアプローチまでの視認性を考慮した配置とします。
・給食室および配膳室の位置は搬入・搬出路を考慮した配置とします。
・正面昇降口は、現状の管理棟南側とし、正門や屋外運動場からのスムーズなアプローチを考慮します。また、正面昇降口から普通教室棟への移動が困難な児童生徒のために、別途普通教室棟への昇降口の設置を検討します。
・各室から適切な避難動線を確保します。またその際、消防法等の法令に基づき必要となる避難器具を配置します。
・敷地への出入口である正門は、接道している敷地の東側に設け、スクールバスの出入り、生徒の登下校、給食の搬入・搬出、地域開放時等に利用します。
・駐車場又は駐輪場は施設の利用実態に応じて検討するとともに、可能な限り確保する計画とします。

２．普通教室の計画

・普通教室は、普通教室棟の既存施設に間仕切りを入れることで、必要な室数を確保します。また、教室の一体的な利用ができるよう、必要に応じて可動間仕切りの設置も検討します。
・教室内には、ホワイトボード、学習用具が十分に収納できる棚、手洗い場、更衣用のレールカーテンを設置します。
・小学部が使用する普通教室は低層階、中学部と高等部が使用する普通教室は高層階に配置します。
・内装は既存施設の活用を原則とします。床等は「千葉県福祉のまちづくり条例」に準拠した仕様とし、段差等の解消によって安全性を確保します。
・日照、採光、通風、室温、換気に考慮して室を配置し、必要に応じて設備機器の利用により快適な環境とします。

３．特別教室の計画

・特別教室は、特別教室棟の既存施設に間仕切りを入れることで、必要な室数を確保します。また、教室の一体的な利用ができるよう、必要に応じて可動間仕切りの設置も検討します。
・教室内には、必要に応じてホワイトボード、手洗い場の設置を検討します。
・内装は既存施設の活用を原則とします。床等は「千葉県福祉のまちづくり条例」に準拠した仕様とし、段差等の解消によって安全性を確保します。
・日照、採光、通風、室温、換気に考慮して室を配置し、必要に応じて設備機器の利用により快適な環境とします。
・図書室には、学習を支援する学習エリア、自発的に読書を楽しむ読書エリアを設置します。各エリアは適切な広さを確保し、明確なゾーニングを計画します。
・図書室の読書エリアは、他者の活動が読書の支障とならないように配慮し、静かに落ち着いて本が読めるような環境とします。また、児童生徒がその時々の状況に応じて居場所にできるよう、椅子やベンチを配置します。
・音楽室は、既存施設を活用して吸音壁仕様とします。また、楽器類が保管できる倉庫および準備室が併設する配置とします。
・技術室（木工室）は、清潔な教室環境を維持するため、集塵機や集塵ダスト配管を整備します。
・家庭科室は、調理実習等を行う専用の室とし、必要な備品が収納できるスペースを確保します。
・陶芸室は、活動に必要な水道設備を確保するとともに、電気炉の使用に必要な電源を確保します。また、床の仕上げについては、安全面、清掃面に配慮したものとします。
・陶芸室、技術室（木工室）は必要な備品が収納できるよう、倉庫を併設して配置します。

４．学校教育施策に用いる教室等の計画

・自立活動室は、個別または集団による自立活動の学習が行える広さを確保するとともに、必要な備品が収納できるスペースを確保します。
・多目的教室は、学年単位の協働学習や発表、集会、特別教室の機能拡張など様々な用途に利用できるように計画します。
・クールダウンルーム（個別学習室）は、児童生徒が落ち着くことができる空間となるよう配慮した計画とします。
・普通教室棟には、児童生徒の使いやすさを考慮して、男女別の更衣室を設置します。

５．管理関係室の計画

・校長室、職員室、事務室、印刷室を集約して配置し、相互の連携を考慮した一体的な空間(校務センター)とします。
・職員室は学部ごとに設け、小学部の職員室は低層階、中学部と高等部の職員室は高層階とします。また、各学部の連携が図られるよう、職員室内に打合せなどができるスペースの設置を検討します。
・校務センターは、保護者や地域住民が使用できる部屋との連携を考慮して設置します。
・相談室は、保護者等の校内関係者が利用するものとし、外部からの視界が気にならない環境とします。
・地域支援室は、地域住民が利用しやすい配置とし、外部からの視界が気にならないスペースを計画します。
・校務センター周辺には、教職員用会議室、男女別の教職員用のトイレ及び更衣室、給湯室、倉庫等を配置して、快適な教職員の執務環境とします。
・保健室は屋外運動場が見渡せ、かつ屋外に直接出入りできる計画とします。
・バス運転手およびバス支援員の控室は、利用する人数や用途にあわせた適切な部屋を計画します。

６．屋外運動場の計画

・屋外運動場の規模や、児童生徒、学校開放時の利用を考慮したうえで、手洗い場、便所、樹木、花壇などの付帯施設の設置を検討します。
・樹木や花壇などは維持管理のしやすさや近隣に配慮したものとします。
・表層部分は、活動の種類、けがの防止、維持管理のしやすさ、砂ぼこりなどの飛散防止、水はけなどを考慮しつつ、運動に適した材料を検討します。
・児童生徒の心身の発達、感覚統合及び自立を促すための遊具を設置します。

７．屋内運動場の計画

・設備の更新を行い、既存施設を使用可能な状態にします。
・放課後等における施設開放にも対応できるものとし、必要に応じて、区切って使用できるよう防球ネット等の設置を検討します。
・運動や行事等に利用する道具・備品の収納場所を確保します。
・避難所として利用できるようトイレ、防災倉庫を設置します。
・災害停電時には冷暖房設備、照明コンセントが使用できるように整備します。

８．給食室・配膳室の計画

・給食室は HACCP 方式の衛生管理が行えることを目指します。
・給食室及び配膳室は、外部からの動線を考慮して配置するとともに、搬入・搬出や作業環境を考慮した屋外通用口を整備します。
・夜間・早朝の荷受けが行えるよう、校舎と切り分けたセキュリティ区画を設定します。
・給食室には、調理に必要な電源、ガス、水道を整備するとともに、学校栄養士の執務室および調理員の休憩スペースを確保します。
・配膳室には、手洗いや電源などの必要な設備を設けるとともに、ワゴンなどの必要備品を保管できるスペースを確保します。

９．プールの計画

・設備（ろ過機、ボイラー、空調設備、換気設備、給湯設備等）の更新を行い、既存施設を使用可能な状態にします。
・プールサイドや通路は、段差の解消など安全性を考慮した改修を行います。
・特別支援学校のほか、市内の小中学校や地域での利用を想定し、男女別の更衣室およびトイレを整備します。

１０．その他の生活関連施設の計画

・トイレは、既存施設を改修し、普通教室棟の各階に１ヵ所、特別教室棟の東側・西側の各階にそれぞれ１ヵ所、管理棟の東側・西側の各階にそれぞれ１ヵ所、男女別に設置します。また大便器は、すべて洋式とします。
・普通教室棟には、各階に多機能トイレを１ヵ所、1 階にシャワー室を１ヵ所、2 階及び 3 階に男子トレイとは別に、立ち便器のみのトイレを設置します。
・多機能トイレは、バリアフリートイレにするとともに、汚物等の洗浄処理設備を設置します。また、児童生徒の日常生活に必要となる介護用品の設置についても、あわせて検討します。
・昇降口は、既存施設を改修し、将来推計において最大となる児童生徒数 500 名の下足箱や傘立てを確保します。また、下足箱は、長靴が入る大きさとします。
・トイレ、倉庫を除く全ての部屋へ冷暖房機を設置します。
・校舎内の移動が困難な児童生徒に配慮した方策を検討します。

１１．学校の安全、防犯の計画

・正門に、インターホン呼出しと電気錠の防犯設備の導入を検討します。
・墜落、転倒、衝突等の事故防止の安全対策として、鍵や解放ストッパー、落下防止用ネット、滑落防止手すりなどを設置します。
・建物全般にわたり、柱や壁の面取り、突起物や足掛け部分除去、手すりの設置、「千葉県福祉のまちづくり条例」に準拠した仕様による床仕上げなどを検討します。

（５）校舎の長寿命化に係わる改修計画

改修にあたっては、校舎を長期的に使用するために必要となる改修を行います。以下に改修計画の基本的な考え方を示します。

１．照明の改修計画

・敷地内の照明器具（非常照明、誘導灯含む）は、全て LED とします。

２．受変電設備の改修計画

・特別支援学校に必要な設備を把握したうえで、容量を選定します。
・将来の電力需要の増大に対応するため、受変電設備の増設を検討します。
・電気容量を見込んだ引込線の検討を行います。

３．校内情報通信網設備の改修計画

・無線 LAN 用アクセスポイントのための配線を敷設する計画とします。

４．受水槽・給水管（給湯管含む）の改修計画

・既設給水管については、全て更新する計画とします。
・給水方式については、高架水槽方式から加圧給水方式に変更する計画とします。
・既存受水槽を撤去し、適切な容量を算定した上、耐震性を確保した FRP 製二槽式受水槽を設置する計画とします。
・滅菌器を設置する計画とします。
・緊急遮断弁装置を設置する計画とします。
・ポンプ室には換気扇(温度センサー付)を設置する計画とします。

５．排水設備の改修計画

・建物内の排水管については、全て更新する計画とします。
・必要に応じて屋外排水管および排水桝を新設する計画とします。
・排水については、既存の浄化槽で処理する計画とします。ただし、容量については部屋の用途変更による排水量を考慮し必要に応じて既存の桝、配管類などの改修を行う計画とします。

６．外壁・屋上防水の改修計画

・外壁については、外壁等の浮き及び劣化状況を調査し、適切な改修方法を選定のうえ、必要な改修を計画します。
・屋上防水については、既存建築物における仕様を基本としながら、より防水効果の高い改修方法を選定のうえ、全面改修を計画します。

（６）道路拡幅に係わる計画

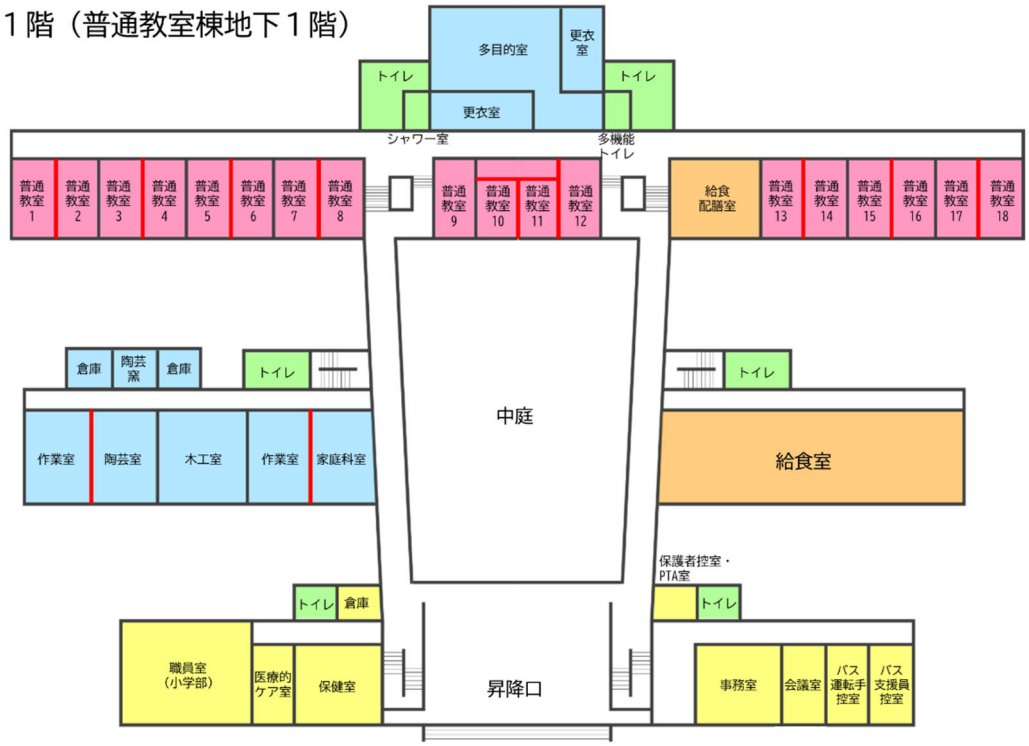
校舎の供用開始後、国分校舎へ通学するためのスクールバスが往来する経路となる市道は、現道の幅員が狭いため車両同士のすれ違いができず、歩行スペースも確保できないことから、安全な交通環境を整備するため、以下のとおり道路の拡幅を計画します。

・敷地への主要アクセスは、国道 298 号線方面から敷地北東側の交差点を左折し、敷地東側の市道 1211 号を通り、正門から入場することが想定されます。このため、市道 1211 号の敷地北東側の交差点から正門までの拡幅を行い、安全を確保します。
・市道 1211 号の現況幅員は、約 3.5m となっていることから、道路西側の用地を購入し、道路の全幅員を 6.5m とし、車両のすれ違いが行える幅を確保します。
・道路の全幅員 6.5m のうち道路西側に幅員 1.5m 程度の歩行スペースを確保し、徒歩で通学する児童生徒が安全に通行できる環境を整えます。
・敷地北東側の交差点は、スクールバスが安全に右左折できるよう、隅切りを設けます。

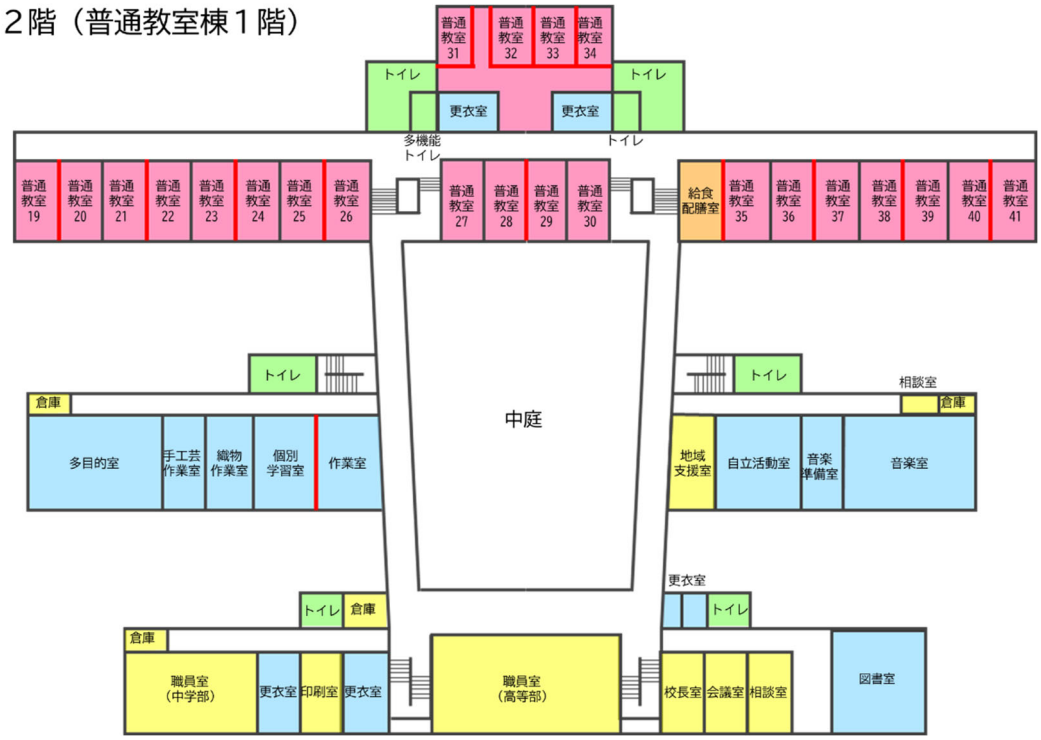
（７）配置案の検討

教室配置案を以下に示します。

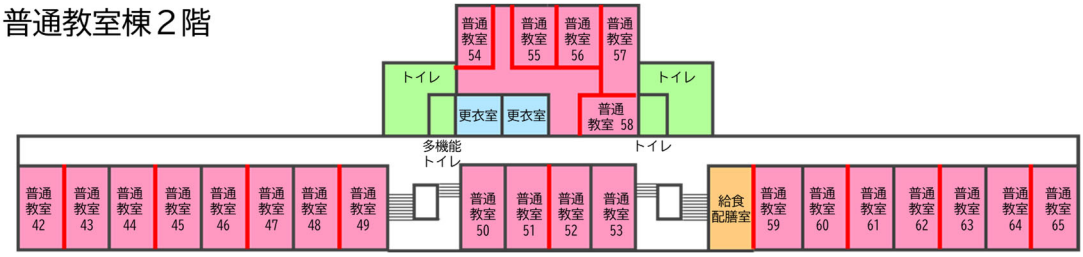
１階（普通教室棟地下１階）



２階（普通教室棟１階）



普通教室棟２階



（８）事業スケジュール

令和　８ ～ ９年度　　設計

令和　９ ～10 年度　　改修工事

令和　　11 年度　　供用開始

※あくまでも想定の事業スケジュールとなります。詳細の改修工事のスケジュールは設計の段階で検討します。

別冊3

令和８年１０月定例教育委員会
別　冊　報　告

報告第18号　市川市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する
臨時代理の報告についていて

報告第１８号

市川市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する臨時代理の報告について

市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第２条第１項の規定により令和８年９月２９日に別紙のとおり、市川市長の権限に属する事務の補助執行について臨時に代理したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和８年１０月９日提出

市川市教育委員会

教育長　高木　秀人

市川第 20260929-0076 号

令和８年９月２９日

市川市教育委員会

教育長　　高木　秀人　様

市川市長　　田　　中　　甲

市長の事務の補助執行について（協議）

当職の権限に属する事務の一部について、貴委員会の補助機関たる職員に補助執行していただきたいので、地方自治法第１８０条の２の規定により貴委員会に協議を申し入れます。

記

１　貴委員会の補助機関たる学校教育部の職員に補助執行させる事務

千葉地方裁判所令和８年（ワ）第１８７１号損害賠償請求事件（国賠）に係る訴訟上の行為

２　実施日

貴委員会の承認のあった日から実施するものとする。

市川第 20260929-0367 号
令和８年９月２９日

市川市長　田中　甲　様

市川市教育委員会
教育長　高木　秀人

市長の事務の補助執行について（承諾）

令和８年９月２９日付け市川第 20260929-0076 号「市長の事務の補助執行について（協議）」にて申し入れのありました標記の件について、下記のとおり承諾いたします。

記

１　補助執行する市長の権限に属する事務
千葉地方裁判所令和８年（ワ）第１８７１号損害賠償請求事件（国賠）に係る訴訟上の行為

２　補助執行する職員
市川市教育委員会事務局学校教育部学校運営支援課及び同部指導課の職員

３　実施日
令和８年９月２９日

市川市長の事務の補助執行に関する協議書

市川市長（以下「市長」という。）の権限に属する次に掲げる事務について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条の２の規定に基づき、市長と市川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の協議により、教育委員会の補助機関である職員に補助執行させるものとする。

千葉地方裁判所令和８年（ワ）第１８７１号損害賠償請求事件（国賠）に係る訴訟上の行為

この協議を証するため、本書を２通作成し、市長及び教育委員会にて各１通を保管するものとする。

令和８年９月２９日

市　川　市　長　　田　中　　甲

市川市教育委員会教育長　　高　木　　秀　人